

政令第八十三号

内閣府設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、内閣府設置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府設置法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十六年五月十九日とする。

理由

内閣府設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。